

盛岡広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年5月10日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372201152	株式会社F Pシルバーサポート	ヘルパーステーションなでしこ	紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割111番地6	令和6年5月1日